

令和 6 年度
第 4 回朝霞市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和 6 年 1 1 月 7 日（木）

午後 1 時 3 0 分～

場所 朝霞市役所 別館 2 階 全員協議会室

1 開 会

2 審議会等の会議の公開に関する指針

3 議事録署名委員指名

4 議 題

（ 1 ） 令和 6 年度（ 2 0 2 4 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）について

（ 2 ） 朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について

（ 3 ） その他

令和6年度(2024年度) 朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (案)

資料1－1

(歳入)

予 算 科 目			補正前の額	補正額	合計
国民健康保険税	一般分	医 療 分 現 年 度 課 税 分	1,818,763,000		1,818,763,000
		後期支援金分現年度課税分	484,927,000		484,927,000
		介 護 分 現 年 度 課 税 分	182,143,000		182,143,000
		医 療 分 滞 納 繰 越 分	118,695,000		118,695,000
		後期支援金分滞納繰越分	38,241,000		38,241,000
		介 護 分 滞 納 繰 越 分	17,960,000		17,960,000
		小計	2,660,729,000		2,660,729,000
	退職分	医 療 分 滞 納 繰 越 分	1,000		1,000
		後期支援金分滞納繰越分	1,000		1,000
		介 護 分 滞 納 繰 越 分	1,000		1,000
		小計	3,000		3,000
	計		2,660,732,000	0	2,660,732,000
使用料及び手数料		事 務 手 数 料	1,000		1,000
		計	1,000	0	1,000
国庫支出金	国庫補助金	災 害 臨 時 特 例 補 助 金	1,000		1,000
	計		1,000	0	1,000
県支出金	保険給付費等交付金	普 通 交 付 金	7,238,446,000		7,238,446,000
		特 別 交 付 金	148,155,000		148,155,000
	計		7,386,601,000	0	7,386,601,000
財産収入		利子及び配当金	財 政 調 整 基 金 利 子	1,000	1,000
			高額療養費資金貸付基金利子	1,000	1,000
			出産費資金貸付基金利子	1,000	1,000
		計		3,000	03,000

単位：円

行	予 算 科 目		補正前の額	補正額	合計	
1	繰入金	保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (軽 減 分)		184,238,000		184,238,000
2		保 険 基 盤 安 定 繰 入 金 (支 援 分)		178,576,000		178,576,000
3		未 就 学 児 均 等 割 保 険 税 繰 入 金		3,738,000		3,738,000
4		産 前 産 後 保 険 税 繰 入 金		1,172,000		1,172,000
5		出 産 育 児 一 時 金 繰 入 金		31,667,000		31,667,000
6		事 務 費 繰 入 金		56,352,000	511,000	56,863,000
7		財 政 安 定 化 支 援 事 業 繰 入 金		1,329,000		1,329,000
8		そ の 他 繰 入 金		152,342,000	587,000	152,929,000
9		基 金 繰 入 金		113,532,000	22,827,000	136,359,000
10		計		722,946,000	23,925,000	746,871,000
11	繰越金	そ の 他 繰 越 金		170,444,000		170,444,000
12		計		170,444,000	0	170,444,000
13	諸収入	延滞金	一 般 分	39,479,000		39,479,000
14			退 職 分	898,000		898,000
15			小計		40,377,000	
16		第 三 者 納 付 金	一 般 分	5,422,000		5,422,000
17			退 職 分	1,000		1,000
18			小計		5,423,000	
19		返 納 金	一 般 分	4,942,000		4,942,000
20			退 職 分	1,000		1,000
21			小計		4,943,000	
22		雑入	コ ピ ー 代	1,000		1,000
23			療 養 費 等 指 定 公 費 受 入 金	1,000		1,000
24			会 計 年 度 任 用 職 員 等 雇 用 保 険 料 自 己 負 担 金	96,000		96,000
25			小計		98,000	
26		市 預 金 利 子		1,000		1,000
27		計		50,842,000	0	50,842,000
28	歳 入 合 計		10,991,570,000	23,925,000	11,015,495,000	

(歳 出)

予 算 科 目			補正前の額	補正額	合計
総務費	一般管理費		49,341,000		49,341,000
	連合会負担金		1,241,000		1,241,000
	賦課徴収費		4,456,000	511,000	4,967,000
	運営協議会費		1,314,000		1,314,000
	計		56,352,000	511,000	56,863,000
保険給付費	療給付費	一般分	6,147,117,000		6,147,117,000
		退職分	1,000		1,000
		小計	6,147,118,000		6,147,118,000
	療養費	一般分	79,214,000		79,214,000
		退職分	1,000		1,000
		小計	79,215,000		79,215,000
	審査支払手数料		15,097,000		15,097,000
	高額療養費	一般分	994,987,000		994,987,000
		退職分	1,000		1,000
		一般高額介護合算分	1,820,000		1,820,000
		退職高額介護合算分	1,000		1,000
		小計	996,809,000		996,809,000
	移送費	一般分	206,000		206,000
		退職分	1,000		1,000
		小計	207,000		207,000
	出産育児一時金		47,500,000		47,500,000
	支払手数料		20,000		20,000
	葬祭費		7,500,000		7,500,000
	傷病手当金		588,000		588,000
	計		7,294,054,000	0	7,294,054,000

単位：円

行	予 算 科 目			補正前の額	補正額	合計
1	国民健康保険事業納付金	医療分	一 般 分	2,199,204,000		2,199,204,000
2			退 職 分	1,000		1,000
3		支援分	一 般 分	837,371,000		837,371,000
4			退 職 分	1,000		1,000
5		介 護 分		317,071,000		317,071,000
6		計		3,353,648,000	0	3,353,648,000
7	共 同 事 業 拠 出 金			1,000	0	1,000
8	保健事業費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		105,587,000	59,000	105,646,000
9		保 健 衛 生 普 及 費		44,355,000	528,000	44,883,000
10		傷 病 見 舞 金		2,400,000		2,400,000
11		計		152,342,000	587,000	152,929,000
12	基 金 積 立 金			70,447,000		70,447,000
13	公 債 費			492,000	0	492,000
14	諸支出金	保険還付金	一 般 分	19,774,000	5,717,000	25,491,000
15			退 職 分	1,000		1,000
16			小計		19,775,000	5,717,000
17		償 還 金		34,172,000	17,110,000	51,282,000
18		保険還算金	一 般 分	217,000		217,000
19			退 職 分	1,000		1,000
20			小計		218,000	
21		一 般 会 計 繰 出 金		69,000		69,000
22	計		54,234,000	22,827,000	77,061,000	
23	予 備 費			10,000,000	0	10,000,000
24	歳 出 合 計			10,991,570,000	23,925,000	11,015,495,000

科 目	補正前の額	補正額	合計
歳入合計	10,991,570,000	23,925,000	11,015,495,000
歳出合計	10,991,570,000	23,925,000	11,015,495,000

【概要】

１ 改廃又は制定の目的又は趣旨

令和９年度の埼玉県内保険税水準の準統一に向け、賦課方式を４方式から２方式に段階的に移行するため、国民健康保険税率を改正するほか、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和６年政令第１３６号）が令和６年４月１日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことから、本市においても同様の改正を行う。

また、出産被保険者に係る国民健康保険税の軽減措置について、国民健康保険税条例参考例が示されたことから、併せて改正を行う。

２ 主な改正（制定）内容

（１）国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税率を次のとおり改正するもの。

区分		令和６年度 （現行）	令和７年度 （改正）
医療保険分	所得割額	7.7%	7.6%
	資産割額	33%	20%
	均等割額	12,000 円	22,000 円
	平等割額	14,000 円	7,000 円
後期高齢者 支援金分	所得割額	2.0%	2.3%
	均等割額	9,000 円	12,000 円
介護保険分	所得割額	1.7%	2.0%
	均等割額	9,000 円	12,000 円

（２）国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を２２万円から２４万円に引き上げるもの。

（３）出産被保険者に係る国民健康保険税の軽減措置について、国民健康保険税条例参考例が示されたことから、条文を整理、修正するもの。

３ 施行年月日

令和７年４月１日から施行

この条例による改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

改正後	改正前
（課税額） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.6</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額） 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の20</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について	（課税額） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.7</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額） 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の33</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について

22,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第12条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第12条第1項において同じ。）以外の世帯 7,000円

（2） 特定世帯 3,500円

（3） 特定継続世帯 5,250円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第7条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

12,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第12条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第12条第1項において同じ。）以外の世帯 14,000円

（2） 特定世帯 7,000円

（3） 特定継続世帯 10,500円

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第7条 第2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.7を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,000円とする。

（後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額）

第8条の2 第2条第4項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第8条の3 第2条第4項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について12,000円とする。

（国民健康保険税の減額）

第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第3項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつ

（後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額）

第8条の2 第2条第4項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第8条の3 第2条第4項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について9,000円とする。

（国民健康保険税の減額）

第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第3項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつ

ては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円

(イ) 特定世帯 2,450円

(ウ) 特定継続世帯 3,675円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,400円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

ては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,800円

(イ) 特定世帯 4,900円

(ウ) 特定継続世帯 7,350円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,300円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,300円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
11,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

（イ） 特定世帯 1,750円

（ウ） 特定継続世帯 2,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について 6,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につい
て 6,000円

（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の
合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険
の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上
の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一
世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に
係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
4,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400円

（イ） 特定世帯 700円

（ウ） 特定継続世帯 1,050円

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
6,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円

（イ） 特定世帯 3,500円

（ウ） 特定継続世帯 5,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について 4,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につい
て 4,500円

（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の
合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険
の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上
の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一
世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に
係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
2,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,800円

（イ） 特定世帯 1,400円

（ウ） 特定継続世帯 2,100円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,400円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,300円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,000円

（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,800円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,350円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,250円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項 _____ に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額

_____とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 _____

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日 _____）の属する月（以下「出産予定月」という。の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額 _____

_____の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,200円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,800円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,000円

(3) (略)

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) (略)

(イ) 多胎妊娠の場合 3,000円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,200円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 4,000円

(イ) 多胎妊娠の場合 6,000円

(3) (略)

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額

の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 900円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,350円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,500円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,250円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,400円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,000円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,500円

(5) (略)

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第13条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額

の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号エに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 900円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,350円

イ 第1項第2号エに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,500円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,250円

ウ 第1項第3号エに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,400円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,000円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,500円

(出産被保険者に係る届出)

第13条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) (略) (3) 出産の予定日_____ (4)・(5) (略) 2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 出産の予定日_____を明らかにすることができる書類 (2)・(3) (略) 3・4 (略)	(2) (略) (3) 出産の予定日<u>又は出産の日</u> (4)・(5) (略) 2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 出産の予定日<u>又は出産の日</u>を明らかにすることができる書類 (2)・(3) (略) 3・4 (略)
--	--

朝霞市国民健康保険税条例：改正前後の比較表

資料2-2

①国民健康保険税の見直しに伴う改正

■税率			現行	改正		
制度	税の種類	対象世帯	令和6年度	令和7年度	条項	備考
医療保険分 (基礎課税額)	所得割額		100分の7.7	100分の7.6	第3条	
	資産割額		100分の33	100分の20	第4条	
	均等割額		12,000円	22,000円	第5条	
	平等割額(1)	(2)(3)以外	14,000円	7,000円	第6条(1)	
	平等割額(2)	特定世帯	7,000円	3,500円	第6条(2)	平等割額(1)の半額
	平等割額(3)	特定継続世帯	10,500円	5,250円	第6条(3)	平等割額(1)の3/4
後期高齢者 支援金等分	所得割額		100分の2.0	100分の2.3	第8条の2	
	均等割額		9,000円	12,000円	第8条の3	
介護保険分	所得割額		100分の1.7	100分の2.0	第7条	
	均等割額		9,000円	12,000円	第8条	

■減額(一般)				現行	改正			現行	改正
軽減	制度	税の種類	対象世帯	令和6年度	令和7年度	条項	備考	軽減後	軽減後
7割	医療分	均等割額		8,400円	15,400円	第12条(1)ア	均等割額7割軽減	3,600円	6,600円
		平等割額(ア)	(イ)(ウ)以外	9,800円	4,900円	第12条(1)イ(ア)	平等割額(1)から7割軽減	4,200円	2,100円
		平等割額(イ)	特定世帯	4,900円	2,450円	第12条(1)イ(イ)	平等割額(2)から7割軽減	2,100円	1,050円
		平等割額(ウ)	特定継続世帯	7,350円	3,675円	第12条(1)イ(ウ)	平等割額(3)から7割軽減	3,150円	1,575円
	支援金分	均等割額		6,300円	8,400円	第12条(1)ウ	均等割額7割軽減	2,700円	3,600円
	介護分	均等割額		6,300円	8,400円	第12条(1)エ	均等割額7割軽減	2,700円	3,600円
5割	医療分	均等割額		6,000円	11,000円	第12条(2)ア	均等割額5割軽減	6,000円	11,000円
		平等割額(ア)	(イ)(ウ)以外	7,000円	3,500円	第12条(2)イ(ア)	平等割額(1)から5割軽減	7,000円	3,500円
		平等割額(イ)	特定世帯	3,500円	1,750円	第12条(2)イ(イ)	平等割額(2)から5割軽減	3,500円	1,750円
		平等割額(ウ)	特定継続世帯	5,250円	2,625円	第12条(2)イ(ウ)	平等割額(3)から5割軽減	5,250円	2,625円
	支援金分	均等割額		4,500円	6,000円	第12条(2)ウ	均等割額5割軽減	4,500円	6,000円
	介護分	均等割額		4,500円	6,000円	第12条(2)エ	均等割額5割軽減	4,500円	6,000円
2割	医療分	均等割額		2,400円	4,400円	第12条(3)ア	均等割額2割軽減	9,600円	17,600円
		平等割額(ア)	(イ)(ウ)以外	2,800円	1,400円	第12条(3)イ(ア)	平等割額(1)から2割軽減	11,200円	5,600円
		平等割額(イ)	特定世帯	1,400円	700円	第12条(3)イ(イ)	平等割額(2)から2割軽減	5,600円	2,800円
		平等割額(ウ)	特定継続世帯	2,100円	1,050円	第12条(3)イ(ウ)	平等割額(3)から2割軽減	8,400円	4,200円
	支援金分	均等割額		1,800円	2,400円	第12条(3)ウ	均等割額2割軽減	7,200円	9,600円
	介護分	均等割額		1,800円	2,400円	第12条(3)エ	均等割額2割軽減	7,200円	9,600円

■減額(未就学児)

制度	税の種類	対象世帯	現行	改正	条項	備考
			令和6年度	令和7年度		
医療分	均等割額(ア)	7割軽減	1,800円	3,300円	第12条第2項(1)ア	第12条(1)アを減額した額の半額
	均等割額(イ)	5割軽減	3,000円	5,500円	第12条第2項(1)イ	第12条(2)アを減額した額の半額
	均等割額(ウ)	2割軽減	4,800円	8,800円	第12条第2項(1)ウ	第12条(3)アを減額した額の半額
	均等割額(エ)	軽減なし	6,000円	11,000円	第12条第2項(1)エ	第5条の半額
支援金分	均等割額(ア)	7割軽減	1,350円	1,800円	第12条第2項(2)ア	第12条(1)ウを減額した額の半額
	均等割額(イ)	5割軽減	2,250円	3,000円	第12条第2項(2)イ	第12条(2)ウを減額した額の半額
	均等割額(ウ)	2割軽減	3,600円	4,800円	第12条第2項(2)ウ	第12条(3)ウを減額した額の半額
	均等割額(エ)	軽減なし	4,500円	6,000円	第12条第2項(2)エ	第8条の3の半額

■減額(産前産後)

制度	税の種類	対象世帯	令和6年度	令和7年度	条項	備考
医療分	所得割額	出産被保険者の 属する世帯	具体的な金額 を列举	具体的な金額 を削除	第12条第3項(1)	変更なし
	均等割額				第12条第3項(2)	金額削除
支援金分	所得割額				第12条第3項(3)	変更なし
	均等割額				第12条第3項(4)	金額削除
介護分	所得割額				第12条第3項(5)	変更なし
	均等割額				第12条第3項(6)	金額削除

②課税限度額の改正

制度	現行	改正	条項	備考
	令和6年度	令和7年度		
医療保険分(基礎課税額)	65万円	65万円	第2条第2項	変更なし
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円	第2条第4項	2万円増
介護保険分	17万円	17万円	第2条第3項	変更なし
課税限度額(合計)	104万円	106万円		2万円増

令和6年度 朝霞市国民健康保険の 制度改正に伴う説明会

朝霞市保険年金課

目次

- 1 国民健康保険の現状
- 2 埼玉県国民健康保険運営方針
- 3 朝霞市国民健康保険の概要
- 4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針
- 5 その他

1 国民健康保険の現状

(1) 国民健康保険のしくみ

- ・日本の医療保険は、すべての国民が何らかの公的な医療保険に加入する国民皆保険制度
- ・国民健康保険は、国民皆保険を支える医療保険の一つ
⇒病気やケガをしたとき、その経済的な負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにお互いに助け合う制度

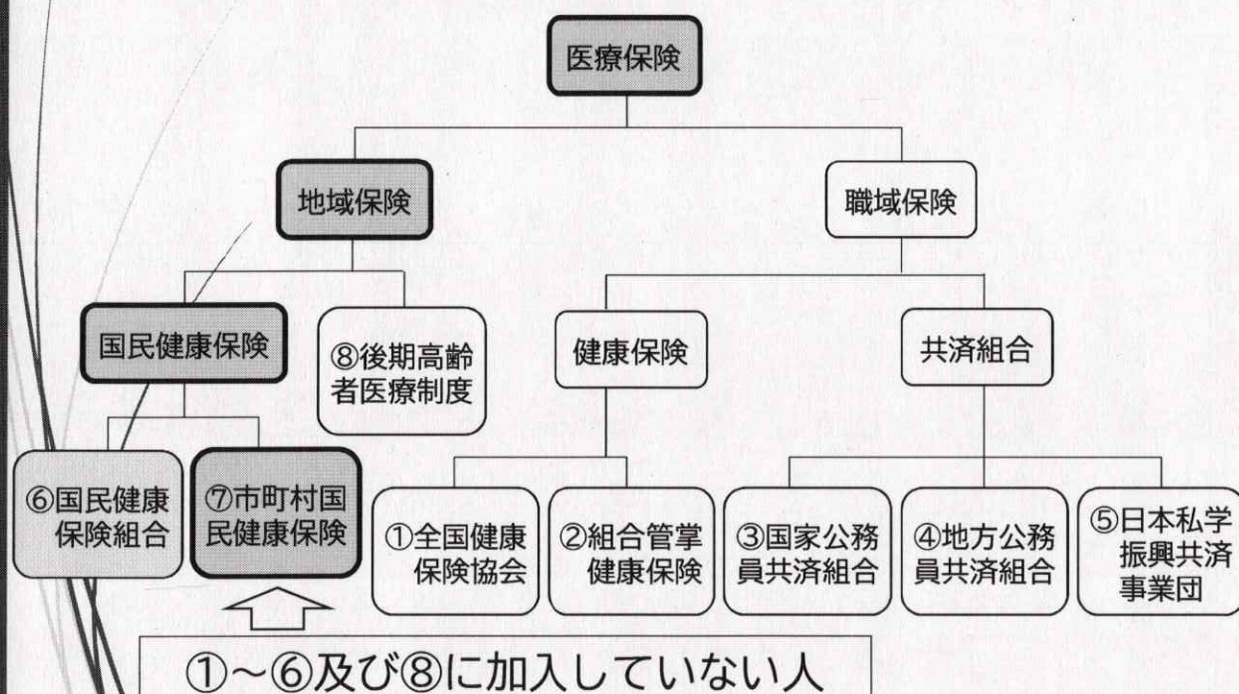
昭和34年2月 朝霞市国民健康保険事業開始

昭和34年4月 国民皆保険達成

2

1 国民健康保険の現状

(2) 医療保険制度体系図



3

1 国民健康保険の現状

(3) 国民健康保険制度

1 国民健康保険
病気、ケガ、出産または死亡の場合に保険給付を行う医療保険 ※医療機関で被保険者証を提示することにより、一部負担金(一般に医療費の3割)で医療サービスが受けられる。
2 保険者(運営主体)
都道府県、市町村、特別区、国民健康保険組合
3 市町村国保の被保険者(保険の利益を受ける人)
市町村の区域内に住所を有し、かつ、他の医療保険または国民健康保険組合に加入していない人 及び 生活保護を受けていない人 例) 自営業者、農業者、パート・アルバイト、外国人(3か月以上滞在する者・不法滞在者を除く)等
4 運営財源
被保険者が支払う保険税(料) + 公費 + 交付金等

4

1 国民健康保険の現状

(4) 市町村国保の現状(統計データ：全国)

	令和3年		昭和36年
被保険者数(年度末)	2,537万人		4,511万人
対総人口比	20.2%	◀	47.0%
1世帯当たり被保険者数	1.5人		4.2人
前期高齢者※1加入率	44.9%		4.8%
世帯主の職業	農林水産業		44.7%
	自営業		24.2%
	被用者※2	◀	13.9%
	無職		9.4%
	その他		7.8%

(国民健康保険中央会「国保のすがた」(令和5年11月発行)から引用)

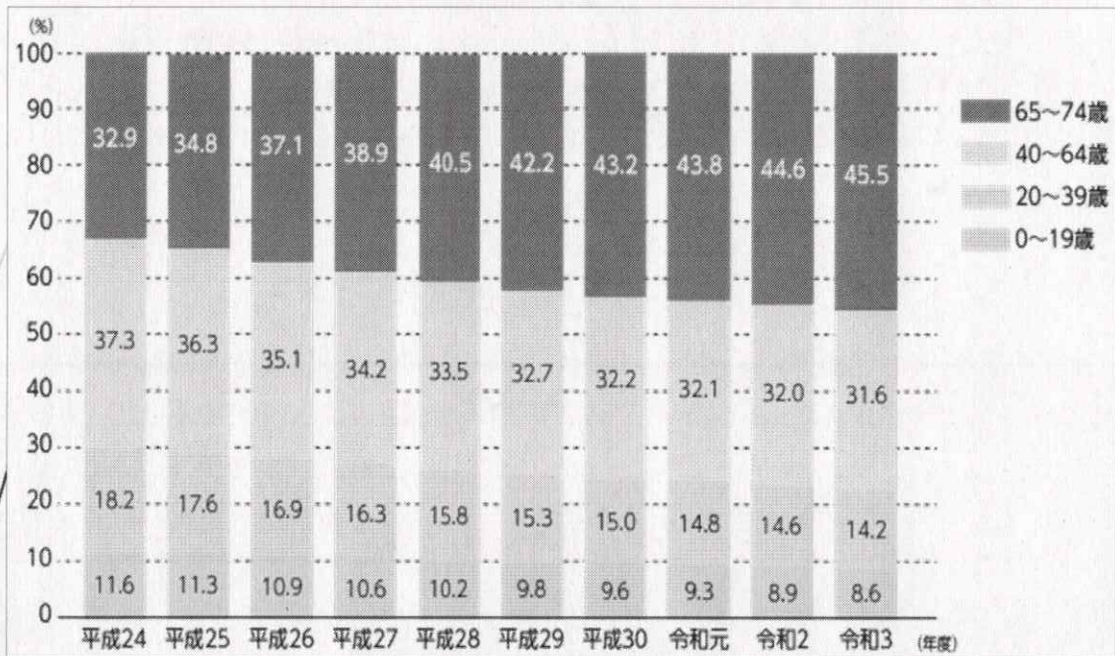
※1 前期高齢者：65歳～74歳の高齢者

※2 被用者：非正規雇用者等

5

1 国民健康保険の現状

(5) 市町村国保の年齢階層別構成割合の推移(全国)



(国民健康保険中央会「国保のすがた」(令和5年11月発行)から引用)

6

2 埼玉県国民健康保険運営方針

(1) 国保改革(平成30年度～)

- ・ 財政運営の都道府県単位化
⇒ 都道府県内の統一的な運営方針を定めること

都道府県の役割	市町村の役割
財政運営の責任主体	事業費納付金を都道府県に納付
事務の効率化・標準化・広域化を推進	加入者の資格管理(被保険者証の発送)
市町村の標準保険税率を算定	標準保険税率を参考に保険税率を決定
市町村の医療費を負担	医療費などの各保険給付

《国保改革の背景(構造的な課題)》

- ・ 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・ 所得水準が低く、保険料の負担が重い
- ・ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い など

7

2 埼玉県国民健康保険運営方針

(2) 課題の解決に向けて

埼玉県国民健康保険運営方針の策定

- ①目的 県と市町村が、本方針に基づき共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図る
- ②根拠規定 国民健康保険法第82条の2
- ③主な取組
 - ・保険税の徴収の適正な実施
 - ・医療費の適正化
 - ・保険給付の適正な実施
 - ・事務の標準化・共同化 など

- 第1期 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 第2期 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 第3期 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで

8

2 埼玉県国民健康保険運営方針

(3) 第3期埼玉県運営基本方針

- ①策定年月日
令和5年12月25日
- ②対象期間
令和6年4月1日から令和12年3月31日まで(6年間)
- ③主な内容
 - (1)国保の医療費、財政の見通し
 - (2)市町村の保険税の標準的な算定方法及びその水準の標準化に関する事項
⇒保険税水準の統一に向けた検討等

9

2 埼玉県国民健康保険運営方針

③主な内容(続)

- (3)保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4)保険給付の適正な実施に関する事項
- (5)医療費適正化に関する事項
- (6)市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- (7)保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8)施策の推進のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

10

2 埼玉県国民健康保険運営方針

④医療費の見通し

- ・被保険者1人当たりの医療費
⇒被保険者の高齢化や医療の高度化などに伴い増加の見込み
- ・医療費の総額
⇒被保険者数は減少するが、1人当たりの医療費の増加に伴い、増加の見込み

	《令和3年度》		《令和11年度》
医療費(1人当たり)	35.9万円		40.3万円
医療費(総額)	5,491億円	⇒	5,493億円
被保険者数	152.9万人		136.2万人

(第3期埼玉県国民健康保険運営方針から引用)

11

2 埼玉県国民健康保険運営方針

(4) 保険税水準の統一

- ・原則として、同じ所得・同じ世帯構成であれば、埼玉県内どこの市町村でも同じ保険税となる
- ・市町村の保険税率を、国のガイドラインに基づき、県が「市町村標準保険税率」として設定
- ・統一までのステップ

令和9年度 ⇒ 準統一

- ▶ 賦課方式：2方式(所得割・均等割)に統一
- ▶ 賦課限度額：国で定めた金額で統一 など

令和12年度 ⇒ 完全統一

- ▶ 県内市町村の保険税率を統一

12

3 朝霞市国民健康保険の概要

■令和5年度末時点

住基世帯数	70,646世帯	住基人口	145,531人
国保加入世帯数	15,801世帯	国保加入者数	22,160人
国保加入世帯割合	22.4%	国保加入者割合	15.2%

区分	朝霞市全体		朝霞市国保		加入率(%)	
	世帯数	人口	世帯	被保険者	世帯	被保険者
平成20年度	57,901	128,491	19,855	34,014	34.3	26.5
平成25年度	59,849	132,876	19,866	32,803	33.2	24.7
平成30年度	65,560	140,218	17,361	25,859	26.5	18.4
令和元年度	66,960	142,073	17,017	24,995	25.4	17.6
令和2年度	68,130	143,388	17,059	24,707	25.0	17.2
令和3年度	68,785	143,926	16,631	23,855	24.2	16.6
令和4年度	69,447	144,287	15,975	22,624	23.0	15.7
令和5年度	70,646	145,531	15,801	22,160	22.4	15.2

各年度末現在

3 朝霞市国民健康保険の概要

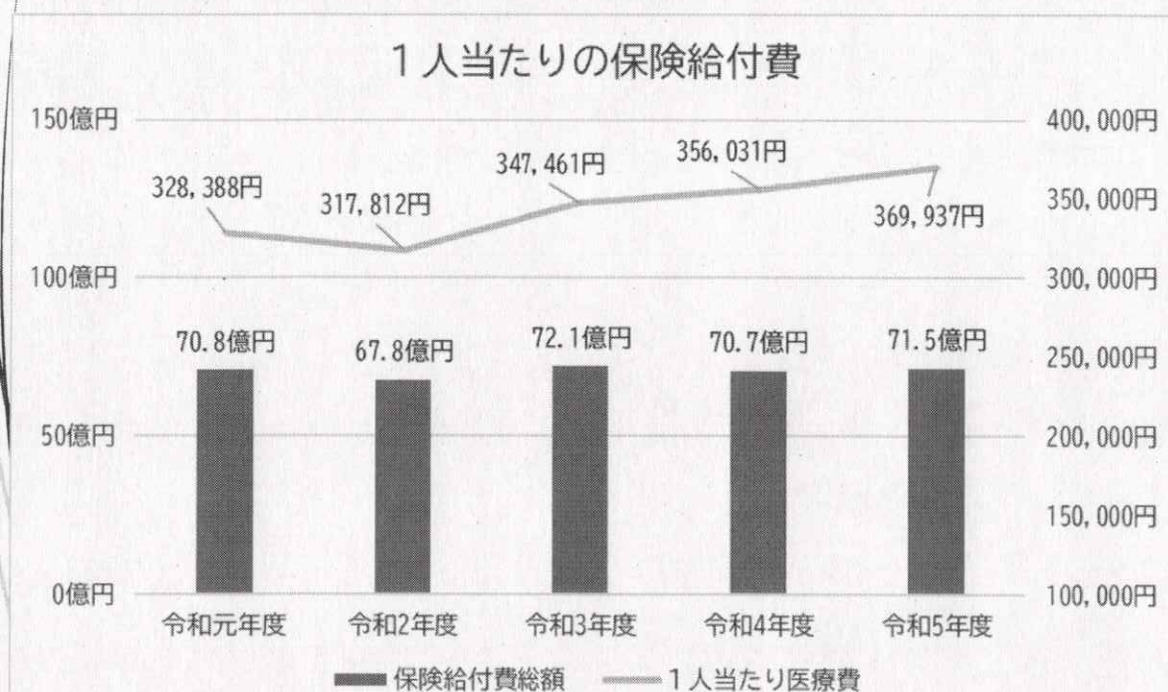
(1) 被保険者の年齢別構成割合



14

3 朝霞市国民健康保険の概要

(2) 1人当たりの保険給付費



15

3 朝霞市国民健康保険の概要

(3) 朝霞市国民健康保険税(令和6年度)

	医療保険分	後期高齢者 支援金等分	介護保険分 (40歳以上65歳未満)
所得割額	算定基礎額×7.7%	算定基礎額×2.0%	算定基礎額×1.7%
資産割額	朝霞市内にある土地・家屋に係る固定資産税額×33%	—	—
均等割額	加入者1人当たり 12,000円 (未就学児6,000円)	加入者1人当たり 9,000円 (未就学児4,500円)	加入者1人当たり 9,000円
平等割額	1世帯当たり14,000円	—	—

算定基礎額＝前年の総所得金額－基礎控除額43万円

保険税の1世帯当たりの最高限度額(賦課限度額)：104万円

- ・医療保険分：65万円
- ・後期高齢者支援均等分：22万円
- ・介護保険分：17万円

16

4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

①段階的な保険税率の改正

- ・令和7年度から、埼玉県が示す「市町村標準保険税率」により、段階的に保険税率を改正
 - ⇒令和7年度保険税は、令和6年度の市町村標準保険税率をベースに算定
 - ⇒令和8年度以降は、令和7年度以降の市町村標準保険税率をベースに毎年改正

②賦課方式の変更

- ・令和8年度まで 4方式

所得割	資産割	均等割	平等割
-----	-----	-----	-----



- ・令和9年度から 2方式

所得割	—	均等割	—
-----	---	-----	---

③賦課限度額 令和9年度から国が定めた金額とする

④口座振替の原則化 令和6年4月から

17

4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

(1) 朝霞市の標準保険税率(令和6年度ベース)

区分		令和6年度 (現行)	令和9年度 (令和6年度時点の 標準保険税率)	差
医療分	所得割	7.7%	7.25%	▲0.45%
	資産割	33%	—	▲33%
	均等割	12,000円	42,998円	30,998円
	平等割	14,000円	—	▲14,000円
支援金分	所得割	2.0%	2.92%	0.92%
	均等割	9,000円	16,901円	7,901円
介護分	所得割	1.7%	2.42%	0.72%
	均等割	9,000円	17,164円	8,164円
合計	所得割	11.4%	12.59%	1.19%
	資産割	33%	—	▲33%
	均等割	30,000円	77,063円	47,063円
	平等割	14,000円	—	▲14,000円

18

4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

(2) 段階的な保険税率の改正・賦課方式の変更

区分		令和6年度 (現行)	令和7年度 (改正)	令和8年度 (暫定)	令和9年度 (令和6年度時点の 標準保険税率)
医療分	所得割	7.7%	7.6%	7.4%	7.25%
	資産割	33%	20%	10%	—
	均等割	12,000円	22,000円	32,000円	42,998円
	平等割	14,000円	7,000円	4,000円	—
支援金分	所得割	2.0%	2.3%	2.6%	2.92%
	均等割	9,000円	12,000円	15,000円	16,901円
介護分	所得割	1.7%	2.0%	2.3%	2.42%
	均等割	9,000円	12,000円	15,000円	17,164円
合計	所得割	11.4%	11.9%	12.3%	12.59%
	資産割	33%	20%	10%	—
	均等割	30,000円	46,000円	62,000円	77,063円
	平等割	14,000円	7,000円	4,000円	—

※令和8・9年度の税率は未定です。上表は、あくまでも令和6年度ベースでの試算です。

19

4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

(3) モデルケースによる保険税額(年額)

①単身世帯(70～74歳1人/年金収入140万円/固定資産なし)

被保険者数	うち介護分	年金収入	固定資産
1人	非該当	140万円	なし

※7割軽減該当

令和6年度
10,500円

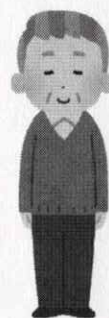
↓ 差額1,800円

令和7年度
12,300円

↓

令和8年度	令和9年度
15,300円	18,900円

※令和8・9年度は参考



20

4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

②2人世帯(50歳代2人/給与収入120万円/固定資産税14万円)

被保険者数	うち介護分	給与収入	固定資産税
2人	2人該当	120万円	14万円

※5割軽減該当

令和6年度
108,200円

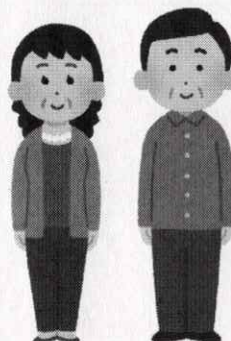
↓ 差額▲4,600円

令和7年度
103,600円

↓

令和8年度	令和9年度
104,900円	105,700円

※令和8・9年度は参考



21

4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

③ 3人世帯(40歳代2人・小学生1人/給与収入240万円/固定資産税12万円)

被保険者数	うち介護分	給与収入	固定資産税
3人	2人該当	240万円	12万円

※2割軽減該当

令和6年度
248,800円

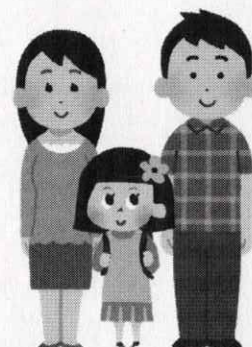
↓ 差額20,800円

令和7年度
269,600円

↓

令和8年度	令和9年度
295,800円	319,100円

※令和8・9年度は参考



4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

④ 3人世帯(40歳代2人・小学生1人/給与収入400万円/固定資産なし)

被保険者数	うち介護分	給与収入	固定資産
3人	2人該当	400万円	なし

※軽減適用なし

令和6年度
360,600円

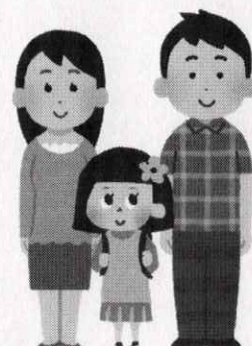
↓ 差額49,500円

令和7年度
410,100円

↓

令和8年度	令和9年度
461,400円	507,300円

※令和8・9年度は参考



4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

(4) 今後の流れ

- 令和6年12月 朝霞市議会定例会に、朝霞市国民健康保険税条例の改正案を提出

(可決された場合)

- 令和7年7月中旬 新たな保険税率での納税通知書を発送(令和7年度保険税)

- 令和7年度中 令和8年度の保険税率の改正
・市議会への条例改正案の提出

- 令和8年度中 令和9年度の保険税率の改正
・市議会への条例改正案の提出

※令和12年度の完全統一に向けて、毎年改正の可能性が
あります。

24

4 保険税水準統一に向けた朝霞市の方針

(5) 子ども・子育て支援金制度の創設

- 令和6年6月5日 改正子育て支援法が成立
⇒少子化対策の財源となる
⇒令和8年度から始まり、各医療保険者が被保険者から
徴収(医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険
料とあわせて徴収)

- 市町村国保の平均月額(参考)

令和8年度 250円

令和9年度 300円

令和10年度 400円

※平均月額は新聞報道等による

※金額など制度の詳細については、令和6年11月現在に
おいて未定

25

5 その他

(令和6年11月時点)

マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されません



マイナ保険証を使うメリット

- ①より良い医療を受けることができる
- ②手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払が免除
- ③オンラインで医療費控除がより簡単に

※令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、令和7年7月31日まで使用可能です。

令和6年12月2日以降、保険証利用登録済みのマイナンバーカードを保有していない方に対しては、現行の保険証の有効期限が切れる前に、申請をいただくことなく「資格確認書」を交付しますので、引き続き、医療を受けることができます。